

令和7年度県産米販売促進活動業務委託仕様書

- この仕様書は、企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和7年度県産米販売促進活動業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務の目的

埼玉県育成の水稻新品種「えみほころ」の令和8年度からの本格販売に向け、ブランドイメージを明確化し、マーケティング戦略を策定する。また、「えみほころ」とともに既存の県産米のプロモーション活動を展開することで、県産米全体の販売促進・消費拡大を図る。

実施に当たっては、これまでに県が作成した「えみほころ」、「彩のきずな」の米袋デザインやロゴを最大限に活用し、より効果的なイメージ定着を図る。

4 業務内容

(1) 「えみほころ」のブランドイメージの明確化及びマーケティング戦略の策定

- 令和8年度からの本格販売に向け、ブランドイメージを明確化し、マーケティング戦略を策定すること。
- マーケティング戦略の策定については、本県において令和6年度に実施したアンケート調査の結果を参考にできるものとする。
- また、主として受託者において、本県と協議を行いながら実行すること。

<提案を求める内容等>

- マーケティング戦略の策定内容、策定までのスケジュール、事業の進捗管理などを提案すること。

(2) 「えみほころ」の令和8年産の本格販売に向けた効果的なプロモーション活動の実施

- 量販店等における令和7年産の数量限定販売に合わせたプロモーション活動と、そのほか令和8年産の本格販売に向けたプロモーション活動を想定していること。
- プロモーション活動については、主として受託者において、本県のほか農業団体、卸売業者、量販店などと調整を行いながら企画し、実行すること。

<提案を求める内容等>

- プロモーション業務の実施内容、実施スケジュール、事業の進捗管理などを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。
- 令和7年産の数量限定販売に合わせたプロモーション活動と、そのほか令和8年産の本格販売に向けたプロモーション活動のどちらについても提案すること。

(3) 「えみほころ」PR動画の作成

- ・ えみほころのブランドイメージをPRする動画を作成する。
例：えみほころのおいしさや誕生秘話を紹介する動画など
- ・ 動画の制作については、主として受託者において、本県と調整を行いながら企画し、実行すること。

<提案を求める内容等>

- ・ PR動画の構成、制作スケジュール、事業の進捗管理などを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(4) 「彩のきずな」の効果的なプロモーション活動の実施

- ・ 令和6年産米の食味ランキングにおいて、5年連続の「特A」評価を獲得したことを活用した効果的なプロモーション活動を実施すること。
例：SNSやメディア媒体を活用したPR活動など
- ・ プロモーション活動については、主として受託者において、本県と調整を行いながら企画し、実行すること。

<提案を求める内容等>

- ・ プロモーション業務の実施内容、実施スケジュール、事業の進捗管理などを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(参考)

〈埼玉県育成の品種〉

■えみほころ

- ・ 令和4年生まれの新品種であり、暑さに強く、高温障害の被害を受けにくい。
- ・ 粘りがやや強く、甘みがあり、しっかりした食感が特徴である。
- ・ 「食べると美味しくて笑みがこぼれる」様子を表す意味から「えみほころ」と名付けられた。
- ・ 令和8年度から量販店等での本格販売を目指し、以下のとおり計画している。

年 度	作付面積	生産量	販売計画
令和6年度	30ha	144t	株式会社ベルク等での限定販売
令和7年度	100ha	480t	株式会社ベルク等での限定販売
令和8年度	1,200ha	5,760t	量販店等での本格販売開始

■彩のきずな

- ・ 平成24年生まれで、病害虫と暑さに強い品種。
- ・ さわやかな甘みと旨さ、弾力のある、滑らかな食感が特徴である。
- ・ 一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「令和6年産米の食味ランキング」で最高ランクの「特A」評価を獲得し、5年連続6度目の「特A」獲得となった。
- ・ 令和6年度は、作付面積7,400ha、生産量35,520tであり、県内の作付面積の25%を占めている。
- ・ ヤオコーやイオンなどの量販店で販売をしている。

■彩のかがやき

- ・平成12年生まれで、病気や害虫に強いいため、減農薬での栽培が可能な品種。
- ・暑さに弱いため、近年、夏季の高温の影響でお米が白くなる被害が発生している。
- ・さっぱりとした甘さで、ふっくらとした食感が特徴である。

〈令和6年度の「えみほころ」に関するアンケートについて〉

■消費者へのアンケート

株式会社ベルク県内外141店舗における令和6年産米の数量限定販売に合わせて、購入者へのアンケート調査を実施した。

実施期間：令和6年12月1日～令和7年3月4日

回答数：410件

■五つ星お米マイスターへのアンケート

埼玉県内及び東京都内在住の五つ星お米マイスター30名を対象としたアンケート調査を実施した。

実施期間：令和7年2月14日～令和7年3月21日

回答数：13件

5 活動計画書及び報告書の作成等

受託者は県と協議の上、次のように活動計画書及び報告書（提出部数：正副2部）を作成し、併せて制作物及び電子データ（CD-ROM等による）を提出することとする。

（1）活動計画書

受託者は、契約締結後速やかに県と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

（2）会議録

受託者は、県と受託者の間の打合せ記録を作成し、内容を月1回以上双方で確認する。

（3）報告書

受託者は、事業の実施状況を取りまとめた報告書を次のとおり作成し、県に提出する。

ア 9月中旬

「えみほころ」マーケティング戦略の素案を、令和7年9月12日（金）までに提出する。

イ 中間期

10月末までの実績について、令和7年11月14日（金）までに提出する。

ウ 年度末

最終的な実績報告を、令和8年3月19日（木）までに提出する。

6 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 その他

- ・ 本事業の遂行に際して必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業について、本県がパブリシティなどにより広報等を行う場合にあっては、必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに議事要旨を作成し、本県に提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。